十三 第44条の3 (開発研究用設備の特別償却) 関係

改 正	後			改	正	前
第44条の3 《開発研究用設備の特別償	第44条の3 《開発研究用設備の特別償却》関係					
(開発研究の意義) 44の3 1 措置法第44条の3第1項に規定する「開	举研究 11 以下「開発研	(新	設)			
究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。	ואטלנות ו אפי) בטלואטל					
(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究	<u> </u>					
(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源	原の活用方法の研究					
(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成態	果を企業化するためのデ					
<u>ータの収集</u>						
(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術	析の著しい改善のための					
研究						
(専ら開発研究の用に供されるもの)		(新	設)			
44の3 2 措置法令第28条の6第2項に規定する専	6開発研究の用に供され					
る機械及び装置並びに器具及び備品とは、専ら開発を	研究の用に供されるもの					
をいうのであるから、開発研究を行う施設において何	共用されるものであって <u></u>					
も、他の目的のために使用されている減価償却資産で	で必要に応じ開発研究の					
用に供されるものは、これに該当しないことに留意で	<u>する。</u>					
(取得価額の判定単位)		(新	設)			
44の3 3 措置法令第28条の6第2項に規定する機	戒及び装置並びに器具及					
び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上であ						
通常1単位として取引される単位ごとに判定するの	であるが、個々の機械及					
び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動	動機のような附属機器で					

	-	۰
ò		۱

改 改 īF 後 īF 前 当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を 含めたところによりその判定を行うことができるものとする。 (圧縮記帳をした開発研究用設備の取得価額) (新 設) 44の3 4 措置法令第28条の6第2項に規定する機械及び装置並びに器具及 び備品の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、 当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条から第49条までの規定によ る圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づ いてその判定を行うものとする。 (委託研究先への資産の貸与) (新 設) 44の3 5 措置法第44条の3第1項に規定する法人が、その取得又は製作を した同項に規定する開発研究用設備を自己の開発研究の委託先に貸与した場 合において、当該委託先において当該開発研究用設備が専ら当該法人のため にする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用設備は当 該法人の行う開発研究の用に供したものとして取り扱う。

十四 第44条の4 (事業革新設備の特別償却) 関係

改	正	後		改	正	前	
第44条の4_	《事業革新設備の特別	<u> </u> (賞却)		第44条の4_(事業革新設備等の特	別償却》 関係	
(特定認定事業者等であるか	どうかの判定の時期)	(特定認定	『事業者等であるか	どうかの判定の時期)	
44の4 1 法人が、措置法	第44条の4第1項 <u>各</u>	号に掲げる事業再構築計画、	44の4 1	法人が、措置法	第44条の4第1項 <u>に</u>	規定する事業再構築計画に	係
共同事業再編計画、経営資	源再活用計画若しく	は事業革新設備導入計画につ	<u>る</u> 認定を	·受けた法人 <u>、同条</u>	第2項に規定する高	度化計画に係る認定を受け	·た

いて当該各号に定め	<u>める</u> 認定を受けた法人。	<u>、</u> 措置法令第28 8	₹の7第1項 <u>各</u>	<u>:号に</u>
定める関係事業者、	認定事業再構築計画	若しくは認定共同	司事業再編計画	iに従
って合併により設っ	立された法人又は認定	経営資源再活用記	†画に従って設	立さ
れた法人				

法人又は措置法令第28条の7第1項<u>に規定する</u>関係事業者<u>若しくは合併新設</u> 法人......

注 措置法第44条の4第1項の規定の適用に当たり、その法人が産業活力再生特別措置法第17条第1項第1号及び第2項の確認を受けた法人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃止)

(附属機器等の同時設置の意義)

44の4 2 平成7年3月31日付大蔵省告示第75号の別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

440 4 2

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

440 4 3

(廃止)

(非指定事業の用に供される機械その他の減価償却資産)

44の4 4 措置法令第28条の7第2項の規定により平成7年3月31日付大蔵 省告示第75号の別表で指定された機械その他の減価償却資産(貸付けの用に 供しているものを除く。)については、同項に規定する非指定事業のみに使 用しているもの又は非指定事業とその他の事業に共通して使用しているもの であっても、同項かっこ書に該当するものを除き、措置法第44条の4第1項 の規定の適用があることに留意する。

(廃止)

(棚卸資産の販売等に係る総収入金額)

_	_
	$\overline{}$
2	~

改	正	後	改	正	前
			割合をいう。以下同じ。) 以内に開始した各事業年は、当該連結事業年度)の	の計算の基礎となる[度(その事業年度が連 の総収入金額とは、こ 事業年度において益金	令第28条の7第2項に定める 司項に規定する基準日前1年 結事業年度に該当する場合に の通達において特別の定めの の額に算入されるべき収入金 のに限る。)の合計額をいう
		(廃止)	について返品、値引き又	は割戻し等があるとき ずれについても税務計	において、製品の販売取引等 は、これらの計算又は判定の 算上継続して適用している経 ことに留意する。

十五 第44条の6 《特定電気通信設備等の特別償却》関係

	改	正	後			改	正	前
(附属機器等の同時設置の意義)						器等の同時設置の		
44の6 2	措置法規則第20条の11	<u>第 4 項各号</u>		4	44の 6	2 措置法規則第	20条の11第9項各号	
			(廃 止	:) _	(中小企	業者であるかどう	かの判定の時期)	
				4	44の 6	3 法人が措置法	第44条の6第1項の表の)第6号の第1欄に規定する
					中小企	業者に該当する法	人であるかどうかは、そ	その取得し又は製作し若しく
					は建設	した同号の第3欄	に規定する設備を事業 <i>0</i>	D用に供した日の現況によっ
					て判定	するものとする。		

(廃 止) (圧縮記帳をした特定電気通信設備等の取得価額) 44の6 4 措置法第44条の6第1項の表の第6号の第1欄に規定する設備の取得価額が措置法令第28条の9第10項に規定する180万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃 止)

(ファイアウォール装置の意義)

44の6 5 措置法第44条の6第1項の表の第6号の第1欄に規定する設備に 係る同項の特別償却の適用上、いわゆるアクセス監視センサー装置やセキュ リティ管理サーバー装置はその対象とならないことに留意する。

十六 第44条の7 (商業施設等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前				
(圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額)	(圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額)				
44の7 4 措置法令第28条の10第10項	44の7 4 措置法令第28条の10第11項				
(小売商業の用に供されている建物の範囲)	(小売商業の用に供されている建物の範囲)				
44の7 9共同店舗等整備計画	44の7 9共同店舗等整備計画等				
(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)	(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)				
44Ø 7 10	44の 7 10				
	共同店舗等整備計画等				
(床面積の意義)	(床面積の意義)				
44の7 12 措置法令第28条の10第9項又は第19項	44の7 12 措置法令第28条の10第10項又は第20項				

3

十七 第44条の8 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係

改 正 後		改	正	前
第44条の8 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係	(新 設)			
(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)	(新 設)			
44の8 1 法人が、措置法第44条の8第2項に規定する高度化計画に係る語	<u>z</u>			
定を受けた法人であるかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設	<u>X</u>			
した同項に規定する製造過程管理高度化設備等を事業の用に供した日の現法	<u>.</u>			
によって判定するものとする。				

十八 第45条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

	改	正	後		改	正	前		
(生産等設	構の範囲)			(生	産等設備の範囲)				
45 1 措	置法令第28条の14第2	2項に規定する生	産等設備は、製造の事業な	は 45	1 措置法令第28条の	14第2項に規定する生	産等設備は、製造の事業又は		
同条第3項、第8項、第10項、第12項、第14項若しくは第15項			🖡	条第3項、第8項、第	10項、第12項 <u>若しくは</u>	<u>第13項</u>			
(一の生産	等設備の取得価額基準	準の判定)		(-	(一の生産等設備の取得価額基準の判定)				
45 2の2				45	45 2 O 2				
	2 800万円又は	1,000万円若しく	は2 500万円		2 ,800万円又は1 ,000万円、2 ,300万円若しくは2 ,500万円				
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)				(E	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)				
45 3				45	3				
	2 800万円又は	1 ,000万円若しく	は2 500万円	.	2 800万円	3又は1,000万円 <u>、2,300</u>	<u>0万円</u> 若しくは2 500万円		

(注)	(注)
(工場用等の建物及びその附属設備の意義)	(工場用等の建物及びその附属設備の意義)
45 6	45 6
措置法令第28条の14第4項、第11項 <u>、第13項及び第14項</u>	措置法令第28条の14第4項、第11項及び第12項
(1)	(1)
(2)	(2)
(注)	注)
(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)	(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)
45 9	45 9
2 800万円又は1 000万円若しくは2 500万円	2 800万円又は1 000万円 <u>、2 300万円</u> 若しくは2 500万円

十九 第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係

改	正	後	改正前
		(廃 止)	第45条の2 《中小企業者等の機械の特別償却》関係
		(廃 止)	(中小企業者であるかどうかの判定の時期)
			45の2 1 法人が、措置法第45条の2第1項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置を事
			業の用に供した日の現況によって判定するものとする。
		(廃 止)	(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)

_	_
_	_
١	د

改 īF 後 前 改 īF **45の2 2** 措置法規則第20条の16第1項に規定する「組ひも製造業」又は 「縫製品製造業」を営む法人が各事業年度の中途において措置法第45条の2 第1項に規定する中小企業者に該当しなくなった場合においても、当該該当 しなくなった日前に取得して事業の用に供した製ちゅう機又は電動ミシンに ついては、措置法第45条の2第1項の規定の適用があるものとし、230万円 以上であるかどうかは、それまでの期間内に取得し事業の用に供したものの 取得価額の合計額によって判定する。 (農林業用の機械及び装置) (廃止) 45の2 3 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかど うかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第45 条の2第1項の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下45の2 3にお いて「別表第七」という。) に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるも のは機械及び装置に該当するものとする。 別表第七の種類 左のうち機械及び装置に該当するもの 動 内燃機関、ボイラー及びポンプ 全 部 ラ ク タ 耕うん整地用機具 耕土造成改良用機具 栽 培 管 理 用 機 具 動力により作動するもの及びトラク 除 用 機 ターに装着し又はけん引させて作業 穀類 収穫調整用機具 をするもの 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具

 農作物処理加工用機具

 (精米又は精麦機を除く。)

 家畜飼養管理用機具

 養蚕用機具

 造林又は伐木用機具

 その他の機具

 精米機及び精麦機

(廃止) (取得価額の判定単位)

45の2 4 措置法令第28条の15第1項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が230万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(廃 止) (圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)

45の2 5 措置法令第28条の15第1項に規定する機械及び装置の取得価額が 230万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置が 法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであると きは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃止) (主たる事業でない場合の適用)

45の2 6 措置法第45条の2第1項に規定する事業は、法人が主たる事業としてこれらの事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(廃 止) **(事業の判定)**

45の2 7 法人の営む事業が措置法第45条の2第1項に規定する事業に該当

改	正	後	改	正	前
			<u>するかどうかは、おおむ</u> 判定する。	おね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として
					「縫製品製造業」については、
					他の繊維製品製造業」に分類
			する事業が該当する		ウナス「艹 ビュ※ につい
					<u> </u>
					「大分類N医療、福祉」、「大
					ないもの)」(旅行業を除く。)
			に分類する事業が該	ぎ当する。	
		(廃 止)	(その他これらに類する事	「業に含まれないもの)	
			45の2 8 措置法規則第	320条の16第2項第2号	のかっこ書の料亭、バー、キ
					えば大衆酒場及びビヤホール
			のように一般大衆が日常	利用する飲食店は、含	まないものとする。
		(廃 止)	(対象事業とその他の事業	をとに共通して使用され	る機械及び装置)
		(23 = 7			<u> </u>
					の事業に共通して使用してい
			る場合には、その全部を	同項の事業の用に供し	たものとして同項の規定を適
			用する。		
		(廃 止)	(物品賃貸業に該当しない	資産の貸与)	
			45の2 10 措置法第45条	€の2第1項に規定する	中小企業者である法人が、そ

の取得した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したものとして取り扱う。

二十 第45条の2 (医療用機器等の特別償却)関係

改 正 後	改正前
第45条の2 《医療用機器等の特別償却》関係	第45条の3 (医療用機器等の特別償却) 関係
(取得価額の判定単位)	(取得価額の判定単位)
<u>45の2 1</u> 措置法令第28条の15第1項又は第2項	45の3 1 措置法令第28条の16第1項又は第3項
(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)	(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)
45の2 2 措置法令第28条の15第 1 項又は第 2 項	45の3 2 措置法令第28条の16第1項又は第3項
(主たる事業でない場合の適用)	(主たる事業でない場合の適用)
45の2 3 措置法第45条の2第1項	45の3 3 措置法第45条の3第1項
(事業の判定)	(事業の判定)
45の2 4措置法第45条の2第1項	45の3 4 措置法第45条の3第1項
(医療用機器の範囲)	(医療用機器の範囲)
45の2 5 措置法第45条の2第1項	45の3 5 措置法第45条の3第1項
(注)	(注)
(介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)	(介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)

	改	正	後	改	正	前
<u>45の2 6</u>	措置法	去第45条の2第2耳	頁第1号	<u>45の3 6</u>	措置法第45条の3第2	2 項第 1 号
(注)				(注)		
(特定病床に	こ入院する患者のための	D施設の用とその他	也の用に共用されている建	(特定病床に入院する患	者のための施設の用とその	の他の用に共用されている建
物の判定)				物の判定)		
<u>45の2 7</u>	措置沒	法第45条の2第2I	<u> </u>	<u>45の3 7</u>	措置法第45条の3第2	<u>2 項第 2 号</u> <u>措</u>
置法令第2	8条の15第 5 項	措置法第4	5条の2第2項第3号	置法令第28条の16第51	項措置法第	第45条の3第2項第3号
	. <u>45の 2 7</u>			<u>45の 3 7</u> .		
(注)				(注)		
(病院の意義	轰)			(病院の意義)		
<u>45の2 8</u>	措置法第45条の2第2	2 項第 3 号		45の3 8 措置法第459	条の3第2項第3号	

二十一 第47条 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係

	改	正	後		改	正	前
第47条 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係					第47条	優良賃貸住宅等の割増	賞却 》 関係
	3 分の範囲) 計置法令第29条の4第1項	頁、第2項、第4項又Ⅰ	は第7項 <u>から第10項ま</u>	_	立部分の範囲) 措置法令第29条の 4	·第1項、第2項、第	4 項又は第 7 項
				···· (注)			
(優良賃貸	住宅の範囲)			(優良)	賃貸住宅の範囲)		

_	١
=	`
_	
`	J

47 3	47 3
優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住	優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅
宅(措置法第47条第5項に規定する改良優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)	
(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期	(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期
等)	等)
47 8	47 8
注 同項第2号又は同条第3項 <u>若しくは第5項</u>	注 同項第2号又は同条第3項
(床面積の意義)	(床面積の意義)
47 10 措置法令第29条の4第1項、第2項及び第7項 <u>から第10項まで</u>	47 10 措置法令第29条の4第1項、第2項及び第7項
(敷地の意義)	(新 設)
47 15 措置法令第29条の4第9項第3号に規定する共同住宅又は長屋の敷地	
の面積が300平方メートル以上であるかどうかについては、当該共同住宅又	
は長屋と一体として利用されている庭、通路等の敷地の面積は含めて判定す	
るのであるが、法人が、改良工事とともに建築物の増築を行い、当該増築部	
分に係る敷地の買い増し等をした場合には、当該買い増し部分の敷地の面積	
は除いて判定することに留意する。	
注 措置法第47条第5項の規定による特別償却の対象となる改良優良賃貸住	
宅は、法人がその有する建築物の改良のために支出した資本的支出に係る	
部分に限られるから、建築物を増築した場合の当該増築部分は、同項の特	
別償却の対象とはならない。_	
(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)	(新 設)

	改	正	後	改	正	前	
合りそう。つ	16 措置法令第29条の名 ちに、措置法第47条第 には、これらの部分に係 区分するものとする。こ の他その共用に供される。)については、当該各 当該共用部分を同項の	4 第 9 項又は第10項に 5 項の規定の適用のある 系る取得価額は床面積 この場合、共同住宅の るべき部分(以下47 独立部分の大部分が同 の規定の適用のある各	規定する共同住宅又は長屋の る部分とない部分とがある場の比その他合理的な基準によ 各独立部分に係る廊下、階段 16において「共用部分」とい 可項の規定の適用があり、か 独立部分に係る部分とその他		ш.	המ	
	がある部分に該当するも		当該共用部分の全部をその適 る。				

二十二 第47条の2 《特定再開発建築物等の割増償却》関係

改	正	後	改	正	前
(併せて設置されるものの意	義)		(併せて設置されるものの)	意義)	
47 ₀ 2 3			470) 2 3		
一の計画に	基づき構築物と併せ	て当該構築物	一の計画に	こ基づき建物及びその)附属設備又は構築物と併せて
			当該建物	及びその附属設備又は	<u>t</u> 構築物
		(廃 止)	(駐車場の用に供される建築	築物の範囲)	
			470 2 4 措置法第47条0	の 2 第 3 項第 3 号に規	記定する駐車場の用に供される
			建築物の要件とされる特殊	殊の装置が用いられて	いるかどうかは、措置法規則
			第20条の21第1項に規定す	する機械及び装置のう	ち同項第1号又は第2号に掲
			げる方式による駐車装置7	が用いられているかと	ごうかにより判定するのである
			が、措置法第47条の2第2	3 項第 3 号の規定に該	8当する特定再開発建築物等に
			ついては当該建築物に係る	る建物及びその附属設	R備と併せて設置される措置法

規則第20条の21第1項第1号から第5号までに掲げる方式による駐車装置並 びに自動車用の昇降装置及び方向転換装置を含めて措置法第47条の2第1項 の規定を適用することができることに留意する。

(廃 止) (路外駐車場の意義)

47の2 5 措置法第47条の2第3項第3号イに規定する路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいい、建物に内設又は併設されているものかどうかは問わないことに留意する。

注 例えば、いわゆる月極駐車場、レストラン等の専用駐車場のように利用 者について制限を設けているものは、一般公共の用に供されるものに該当 しない。

(廃 止) (直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に設ける駐車場の意義)

47の2 6 措置法第47条の2第3項第3号イに規定する直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設ける駐車場には、例えば地上階数2以上の建物の地上2以上の階の特定の階のみを駐車場とする場合の当該駐車場及び地下に設けられた駐車場は含まれるが、地上1階部分又は建物の屋上のみに設けられた駐車場は含まれない。

(廃止) (駐車場の用とその他の用に共用されている建物の判定)

47の2 7 一の建物が駐車場の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、駐車場の用に供されている部分について措置法第47条の2第1項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が駐車場の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

	改	正	後		改	正	前
						ている部分が極めて	て小部分であるときは、その全部 ことができる。
(昇降機	が設置されている建	築物の範囲)		(昇降機が	設置されている。	建築物の範囲)	
<u>47の2</u>	4 措置法令第29条	€の5第6項	<u>47の 2 4</u>	<u>47の2 8</u>	措置法令第29条	条の5第4項	<u>47の 2 8</u>
注)				注			
	高齢者、	身体障害者等が円滑	に利用できる特定建築物の建		高齢者、	身体障害者等が円	円滑に利用できる特定建築物の建
<u>築の</u>	促進に関する法律第	[8条	措置法令第29条の5第6項	築の促	進に関する法律領	<u>第7条</u>	措置法令第29条の5第4項
(建物の	一部が要件該当特定	建築物である場合の	取扱い)	(建物の一	部が要件該当特別	定建築物である場合	合の取扱い)
<u>47の 2</u>	<u>5</u>	. <u>特別特定建築物</u> (以 ⁻	下「要件該当特別特定建築物」	<u>47の2 9</u>		<u>特定建築物</u> (以T	下「 <u>要件該当特定建築物</u> 」
	要件該当特	<u> </u>			要件該当特定建第	<u>築物</u>	当該 <u>要件該当特定建築物</u>
定建築	<u>物</u>						
(用途変	更等があった場合の	適用)		(用途変更	等があった場合の	の適用)	
<u>47の 2</u>	6			<u>47の2 10</u>			
			(廃 止)	(遮音上有	効な機能を有する	る壁の部分の長さの	D判定)
				<u>47の 2 11</u>	措置法令第29条	条の5第6項第1号	号に規定する沿道整備道路(以下
							与効な機能を有する壁の部分の長
							5建築物が沿道整備道路と平行に
				-			周囲の地面に接する外壁又はこれ
				<u>に代わる</u>	柱の面で囲まれた	を部分の水平投影の	D沿道整備道路に面する長さによ

り判定することに留意する。

(廃 止)

(空隙の意義)

47の2 12 措置法規則第20条の21第6項に規定する「空隙」とは、例えば、 建築物の1階部分が支柱のみで2階以上の部分が部屋となっている建築物の 1階部分のように、沿道整備道路と建築物の背後地の間が常時遮へいされて いない部分をいう。

(廃 止)

(路面の中心からの高さ)

47の2 13 措置法規則第20条の21第6項に規定する沿道整備道路の路面の中心からの外壁の高さが6メートル以上であるかどうかは、措置法令第29条の5第6項に規定する沿道地区整備計画の内容として定められたその敷地が沿道整備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直投影の各部分の高さが沿道整備道路の路面の中心から6メートル以上であるかどうかにより判定するものとする。

(廃 止)

(開放された空地の意義)

47の2 14 措置法令第29条の5第6項第4号に規定する「日常一般に開放された空地」とは、例えば、公園、緑地、広場等日常一般に地域住民に開放されている土地をいう。

(床面積の意義)

47の27措置法令第29条の5第6項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(床面積等の意義)

47の2 15 措置法令第29条の5第3項各号及び第4項第1号に規定する床面 積並びに同条第6項第3号に規定する建築面積は、建築基準法施行令第2条 第1項第3号に規定する床面積及び同項第2号に規定する建築面積によるも のとする。

この場合において、措置法規則第20条の21第1項第1号から第5号までに

改	正	後	改正前
			掲げる方式による駐車装置を用いる駐車場につき、床として認識することが 困難な形状の部分に係る床面積については、自動車1台につき15㎡とみなし て建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積を計算するものと する。
(資本的支出)			(資本的支出)
<u>470 2 8</u>			<u>47の 2 16</u>
注 措置法令第29条の5第 …同条第6項		別特定建築物	注 措置法令第29条の5第5項 持定建築物 条第4項

二十三 第49条 (鉱業用坑道等の特別償却) 関係

改	正	後	改正前
		(廃 止)	第49条 《鉱業用坑道等の特別償却》関係
		(廃止)	(坑外から掘削される坑道) 49 1 坑外から掘削される坑道については、措置法第49条第1項の規定の適用がないのであるが、この場合における当該坑道の範囲は、次に掲げるとこ
			ろによるものとする。 (1) 地表から掘削し既設の坑道に連絡するための坑道(既設の坑道に連絡するまでにその坑道から分派する坑道を設けて採掘場所を設置し採掘を開始する坑道を除く。)にあっては、当該坑道の坑底までの坑道(その坑底に
			おいて既設の坑道に連絡しないでその坑底から更に斜坑又は立坑を掘削する場合には、当該斜坑又は立坑の坑底までの坑道とする。) (2) (1)以外の坑道については、地表から掘削し片ばん坑道、ひ(鑞)押坑道

その他これに類する機能を有する坑道で主要坑道から分派するものを設ける地点までの坑道(当該坑道を坑底まで掘削した後当該坑道から分派するこれらの坑道を設ける場合には、その坑底までの坑道とする。)

(廃 止) (切羽及び片ばん坑道等の損金算入)

49 2 切羽及び片ばん坑道の掘削のために支出した金額は、支出の都度損金の額に算入するものとする。

(廃止) (予定採掘量の意義)

49 3 措置法令第29条の7第1項第1号に規定する鉱業法第63条に規定する 施業案で採掘権に係るもの(以下「施業案」という。)において定められた 予定採掘量は、一施業案に定められた予定採掘量をいうのであるから、当該 施業案に2以上の坑口が含まれている場合であっても各坑ごとの予定採掘量 をいうのではないことに留意する。

(廃 止) **(増産後の採掘量)**

49 4 措置法令第29条の7第1項第1号に規定する「増産後の採掘量」とは、法人の昭和29年1月1日以後に終了する各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度。以下49 4前段において同じ。)のうち鉱物の採掘量が施業案に定める予定採掘量を超えている事業年度がある場合のその超えている事業年度のうちその鉱物の採掘量(その事業年度の期間が1年に満たない場合の採掘量は、当該事業年度の月数(1月未満の端数があるときは、1月とする。以下同じ。)で除して得たものに12を乗じて得たものとする。)が最も多い事業年度の当該採掘量をいうものとする。ただし、49 16により増産後の採掘量を減額補正したとき(連結措置法通達68の37 16により増産後の採掘量を減額補正したとき(連結措置法通達68ものとする。

		u
í	1	Š
	•	

孕 後 前 īF 改 īF この場合において、法人の昭和32年4月1日を含む事業年度前の各事業年 度の採掘量が災害、ストライキその他これらに準ずる事由により通常の操業 状態の場合の採掘量に満たないと認められるときは、当該事業年度のうち通 常の操業状態であると認められる月の採掘量の合計をそれらの月数で除して 得たものに、当該事業年度の月数を乗じて計算した数量を当該事業年度にお ける採掘量とするものとする。 (事業年度が1年に満たない法人のその事業年度の採掘量、予定採掘量及び増 (廃止) 産後の採掘量) 49 5 坑内において掘削される坑道(以下「坑内坑道」という。)が措置法 令第29条の7第1項第1号に掲げる坑道に該当するかどうかを判定する場合 において、法人の事業年度が1年に満たないときは、同号に規定する「鉱物 の1年間における採掘量」「予定採掘量」及び「増産後の採掘量」は、それ ぞれ当該事業年度に係る採掘量並びに当該事業年度の期間の予定採掘量及び 増産後の採掘量とするものとする。この場合における当該事業年度の期間の 予定採掘量は、施業案に定める1年間の採掘量に当該事業年度の月数を乗じ て得たものを12で除して算出した数量とし、当該事業年度の期間の増産後の 採掘量は、増産後の採掘量に当該事業年度の月数を乗じて得たものを12で除 して計算した数量とする。 (採掘量の計算) (廃止) 49 6 法人の各事業年度の鉱物の採掘量が措置法令第29条の7第1項第1号 に掲げる予定採掘量又は増産後の採掘量を超えているかどうかを判定する場 合の採掘量は、原則として、石炭鉱業にあっては精炭量、石炭鉱業以外の鉱 業にあっては選鉱前の粗鉱量(乾鉱量とする。)によるものとする。したが

って、例えば、従来は選炭しないで販売していたため施業案に定める予定採掘量が粗炭量によっている場合において、選炭して販売することとなったとき等、施業案に定める予定採掘量と実際の採掘量との品質等が異なっているときは、施業案に定める予定採掘量は、適当と認められる精炭量に調整したものによるものとする。

(廃 止) (採掘量が予定採掘量に達するまでに掘削された坑内坑道)

49 7 法人が新たに施業案の認可を受けて坑口を設けた場合においては、その認可を受けた後、その鉱物の採掘量が施業案に定められた予定採掘量に達するに至った事業年度末までに掘削された坑内坑道の掘削のために支出した金額は、全額資本的支出とするものとする。ただし、その施業区域における採掘計画が2以上の計画に分かれている場合において、その計画の全部の完成により施業案に定める予定採掘量が採掘されることとなっているときは、各計画ごとの予定採掘量を維持するためにだけ掘削される坑内坑道(準備坑道を除く。)の掘削のために支出した金額は、損金の額に算入することができるものとする。

(廃 止) **(準備坑道の定義)**

49 8 第49条関係において準備坑道とは、坑内坑道で各事業年度末において まだ鉱物の採掘に利用されていないもの(片ばん坑道に直接附属する坑道で、 採掘の進行に伴い次の採掘準備として掘削されるもののうち、その生産を維 持するために通常必要と認められる部分を除く。)をいうものとする。

(廃 止) **(準備坑道の掘削費)**

49 9 準備坑道の掘削のために支出した金額は、その坑道を利用して鉱物を 採掘した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に は、当該連結事業年度)前の各事業年度においては仮勘定として経理するも

-			:
ı			,
(7	٢	١

改	正	後	改	正	前
			に係る仮勘定(連結事業	年度において仮勘定に 、て鉱物を採掘した事業	合においては、当該準備坑道 「経理したものを含む。)の金 年度において掘削された坑内 留意する。
		(廃止)	場合において、予定採掘 採掘計画の変更等相当な ねその状態の生産規模を 量の変更があったものと	温量がその施業案に定め 温量に達しないことにつ 事由があり、かつ、そ 維持するものと認めら し、その変更があった 対置法令第29条の7第	の損金算入の特例) られた予定採掘量に達しないいて炭層及び地質構造の変化、の後相当期間にわたりおおむれるときは、事実上予定採掘と認められる変更後の予定採1項第1号に掲げる予定採掘
		(廃止)	その補正後において、そ に至った事業年度末まで を超える増産のために掘	変更して予定採掘量を の事業年度の採掘量が に掘削される坑内坑道 削されたものの掘削の 。この場合における増	増額補正した場合においては、 変更後の予定採掘量に達する のうち、補正前の予定採掘量 ために支出した金額は、資本 産のために掘削された坑道の
		(廃止)	(新区域の施業のために掘 49 12 法人が、既に認可		を利用して別の炭層を採掘す

るため、又は既に認可を受けた施業案の坑口を利用して施業区域を拡大するため、追加施業案又は合併施業案の認可を受け、その新たな採掘場所の設置又は本卸坑道の拡大等の坑内坑道の増強をした場合において、その坑内坑道の掘削によりその坑口を利用して採掘される鉱量が増加することとなるときは、施業案の変更により1年間の予定採掘量が増加しない場合においても、その新たな採掘のために行う坑内坑道の掘削又は増強のために支出した金額は、全額資本的支出とするものとする。

(廃止) (増産のための坑内坑道)

49 13 法人が、施業案に定める予定採掘量を超える増産を行った場合において、その増産のために掘削される坑内坑道の掘削のために支出した金額及び当該増産後の採掘量を超える増産を行った場合において、その増産のために掘削される坑内坑道の掘削のために支出した金額は、資本的支出となることに留意する。

(廃止) **(計画増産坑道)**

49 14 法人が、施業案に定める予定採掘量(施業案を変更しないで予定採掘量を超える増産を行った場合には、その増産量を加算した数量とする。以下「基準採掘量」という。)を超える増産を行った場合において、その増産が採掘量を増加するための新たな採掘場所の設置、本卸坑道の拡大による坑内坑道の増強等計画的に行われたものと認められるときは、その計画に従って掘削された坑内坑道(以下「計画増産坑道」という。)の掘削のために支出した金額のうち、その超える部分に対応する部分の金額として次の算式により計算した金額は、資本的支出とするものとする。

なお、上記の計画増産坑道が正常操業の場合に増産となることとなるときも同様とする。

(算式)

Г	•	
C	X)

前 改 īF 後 改 īF 計画増産坑道 * 当期増産量 - 計画増産坑道以外の坑道からの増産量 の掘削費 計画増産坑道からの産出量 なお、上記の算式において当該計画増産坑道からの産出量が当該計画増産 坑道の正常操業の場合の予定採掘量に満たないときで、かつ、当該計画増産 道以外の坑道からの産出量が減少したときには、「計画増産坑道からの産出 量」は正常操業の場合の予定採掘量とし、「当期増産量」は当該増産坑道が 正常操業の場合の予定増産量とするものとする。 (廃止) (計画増産坑道以外の増産のための坑内坑道) 49 15 法人が、施業案に定める基準採掘量を超える増産を行った場合(その 増産が49 14の計画増産坑道の掘削による場合を除く。) において、その増 産が、坑内施設の増設、採鉱若しくは掘進又は運搬の機械化、労働力の増強 等鉱物の採掘量を増加させるための施策の結果によるものであるときは、そ の事業年度において掘削された坑内坑道(準備坑道及び計画増産坑道を除く。) の掘削のために支出した金額のうち、その超える部分に対応する部分の金額 として、次の算式により計算した金額は、資本的支出とするものとする。 (算式) その事業年度において坑内 当期採掘量 当期の計画増産坑 基 準 坑道(準備坑道及び計画増 の合計額 道からの産出量 産坑道を除く。)の掘削のた 当期採掘量 当期の計画増産坑 めに支出した金額 の合計額 道からの産出量 なお、上記の算式においてその事業年度前の計画増産坑道が正常操業に入 ったための増産であることが明らかである場合には、その増産量を「当期採 掘量の合計額」から控除するものとする。

(廃 止) (基準採掘量の減額補正)

49 16 災害、採掘場の閉鎖その他の原因によって坑内坑道の相当部分がその本来の機能を喪失した等のため、企業の規模が縮小し、その事業年度以後の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の鉱物の採掘量が基準採掘量に達しないこととなることが予測される場合において、その後相当期間にわたりおおむねその状態の生産規模を維持するものと認められるときは、事実上予定採掘量の変更があったものとし、その縮小後の規模に応ずるように基準採掘量を減額補正するものとする。この場合においては、その基準採掘量の減額補正の基因となった事実の生じた日におけるその機能を喪失した坑内坑道に係る帳簿価額は、その事実の生じた日を含む事業年度の損金の額に算入するものとし、その機能を喪失した坑内坑道(準備坑道を除く。)に係る帳簿価額は、その事実の生じた日における坑内坑道(準備坑道を除く。)の帳簿価額に減額前の基準採掘量に対する減額した数量の割合を乗じて算出した金額とする。

(廃 止) (坑内坑道の償却)

49 17 法人の各事業年度における坑内坑道(準備坑道を除く。)の掘削のために支出した金額のうち資産に計上すべき金額については、当該坑道の属する鉱区(合併施業案による操業であるときは、その施業案に含まれている施業区域とする。)の当該坑道の取得の時(49 15により資産に計上した坑内坑道については、当該事業年度の期央に取得されたものとする。)以後の採掘予定数量で当該金額を除して得た金額を1単位当たりの償却金額として償却するものとする。この場合において、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の各事業年度において当該各事業年度の開始の日における坑内坑道(準備坑道を除く。)の帳簿価額(当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においてした償却額のうち償却超過額がある場合には、当該連結事業年度)においてした償却額のうち償却超過額がある

(٠	
(
	_	

改	正	後	改	正	前
			ときは、その償却超過額を放	n算し、償却不足額が <i>あ</i>	るときは、その償却不足
			額を控除した金額とする。)	の合計額をその事業年	度以後の採掘予定数量で
			除して一定単位当たりの金額	額を算出して償却限度額	[を計算したときは、その
			計算を認めるものとする。		
		(廃 止)	(坑外から掘削された坑道の	賞却)	
			49 18 坑外から掘削されたり	<u> 坑道の掘削のために支出</u>	した金額は、当該坑道を
			利用して採掘される鉱量で	当該金額を除して得た金	額を1単位当たりの償却
			金額として償却するものとす	する。この場合において	、当該坑道が本来の機能
			を喪失したときは、当該坑道	道の未償却残高の金額に	は、その機能を喪失した日
			を含む事業年度の損金の額	こ算入するものとする。	_
		(廃 止)	(予定採掘量に達するまでの	軌条等及び小型機械等)	_
			49 19 法人が、新たに施業領	案の認可を受けて操業を	開始した場合において、
			その操業開始後その事業年度	度の鉱物の採掘量が予定	採掘量に達するに至った
			事業年度末までにその事業	の用に供した軌条、動	力線、排水管及び送風管
			(以下これらを「軌条等」と	:いう。) 並びに措置法令	*第29条の7第1項第3号
			に規定する機械及び装置等	(以下これらを「小型村	幾械等」という。)の取得
			のために支出した金額は、資	資本的支出とするものと	さする。ただし、49 7の
			ただし書の適用を受ける坑道	道に施設される軌条等 及	びその坑道に固着する小
			型機械等の取得のために支出	出した金額は、この限り)ではない <u>。</u>
		(廃 止)	(変更後の予定採掘量に達する	るまでの軌条等及び小型	业機械等)
			49 20 法人が、施業案を変	更して予定採掘量を増額	補正した場合においては、
			その変更後、その事業年度の	の鉱物の採掘量がその変	変更後の予定採掘量に達す

るに至った事業年度までの各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において掘削される坑内坑道のうち、補正前の予定採掘量を超える増産のために掘削されたものに新たに施設され、又は使用される軌条等及び小型機械等の取得のために支出した金額は、資本的支出となることに留意する。この場合における増産のために取得した軌条等及び小型機械等の取得のために支出した金額の計算については49 21及び49 22によるものとする。

(廃止) (増産のための軌条等)

49 21 法人の各事業年度の鉱物の採掘量が基準採掘量を超えた場合において、 当該事業年度終了の日における一施業案の施業区域内の坑内坑道(切羽及び 片ばん坑道を含む。)に施設されている軌条等のそれぞれの総延長メートル が当該事業年度の直前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場 合には、当該連結事業年度)終了の日におけるその総延長メートルを超えて いるときは、それぞれ、次の算式により計算した金額は、増産のための資本 的支出とするものとする。

(算式)

当期取得の軌条等の取得のために要した金額 当期取得の軌条等の 延長メートルの合計

<u>軌条等の超え</u> -× <u>ている部分の</u>×-延長メートル

当期資産計上の坑 内坑道の掘削費 当期の坑内坑道の 掘削費

(廃止) (増産のための小型機械等)

49 22 法人の各事業年度の鉱物の採掘量が基準採掘量を超えた場合において、 当該事業年度終了の日における一施業案の施業区域内の坑内坑道(切羽及び 片ばん坑道を含む。)に施設され、又は使用されている小型機械等の指定告 示(措置法令第29条の7の規定に係る鉱業用坑道等の特別償却の適用を受け

U	υ
\mathbf{r}	د
•	

改

īF

後

改 īF 前 る機械及び装置等を指定する昭和32年大蔵省告示第166号をいう。) に定める 名称の異なるごとのそれぞれの総出力(積載能力、容量、出力等その小型機 械等の種類に応じた能力をいう。以下同じ。) 又は台数が当該事業年度の直 前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事 業年度)終了の日における総出力又は台数を超えているときは、それぞれそ の超えている出力又は台数から当該施業区域の採掘条件において当該基準採 掘量を維持するために通常必要と認められる増加すべき出力又は台数を控除 して算出した小型機械等の出力又は台数の取得のために支出した金額は、増 産のための資本的支出とするものとする。この場合において、当該施業区域 の採掘条件において当該基準採掘量を維持するために通常必要と認められる 増加すべき出力又は台数の算出が困難であるときは、当該事業年度の直前事 業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年 度)終了の日におけるそれぞれの小型機械等の総出力又は台数に年5パーセ ントの割合を乗じて算出した出力又は台数を増加すべき出力又は台数とする ことができるものとする。 なお、上記の出力又は台数の計算において、増産のための小型機械等とし て資本的支出とすべきものに1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨 てるものとする。 注 増産のための小型機械等の端数切捨ての計算例 前期末の小型機械等に該当する電動機の総出力 500キロワット 当期末の小型機械等に該当する電動機の総出力 590キロワット 基準採掘量を維持するために通常必要と認められる 増加すべき出力 50キロワット 当期において取得した小型機械等に該当する電動機 30キロワット 3台

1 まず、当期末の電動機の総出力のうち前期末の電動機の総出力を超えている出力を計算する。

590キロワット - 500キロワット = 90キロワット

<u>2</u> 次に、この超えている出力から基準採掘量を維持するために通常必要 と認められる増加すべき出力を控除する。

90キロワット - 50キロワット = 40キロワット

3 この40キロワットが増産のための小型機械等に該当する電動機となるが、当期に取得した小型機械等に該当する電動機は30キロワットのもの3台であるから、30キロワットのもの1台と、1台のうち10キロワット分が増産のためのものとなるが、10キロワット分は切り捨てて、30キロワットのもの1台だけを増産のための電動機とする。

(廃 止) (適正な保有数量を超える軌条等及び小型機械等)

49 23 法人が、鉱物の採掘量が基準採掘量を超えていない各事業年度において、軌条等及び小型機械等を取得して事業の用に供した場合のそれらの資産の当該事業年度終了の日における保有量が基準採掘量に見合う適正な保有数量(通常必要とされる予備分を含む。以下同じ。)を超え、かつ、その取得が増産を行うためのものと認められるときは、その超える数量のうち、増産のために当該事業年度において取得した軌条等及び小型機械等の取得のために支出した金額は、資本的支出とするものとする。

(廃 止) <u>(増産後の事業年度において、その増産に見合う軌条等及び小型機械等を取得した場合の取扱い)</u>

49 24 法人の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、 当該連結事業年度)の鉱物の採掘量が基準採掘量を超えた場合において、そ の増産が従来の保有数量のうちの予備分の稼働によって行われたため、当該 事業年度においては、その増産に見合う軌条等及び小型機械等が取得されな

Ž٠	_	_	۷
Ž٠	1		١
	٦		

改	正	後	改 正 前
			いで当該事業年度後の鉱物の採掘量が基準採掘量を超えていない事業年度に おいてその増産に見合う軌条等及び小型機械等が取得されたときは、当該増 産に見合う軌条等及び小型機械等の取得のために支出した金額は、資本的支 出とするものとする。
		(廃止)	(軌条等及び小型機械等の取替更新) 49 25 資産に計上されている軌条等及び小型機械等の取替更新に要した金額は、資本的支出とし、損金の額に算入された軌条等及び小型機械等の取替更新に要した金額は、損金の額に算入することに留意する。
		(廃止)	(損金の額に算入された小型機械等の取替更新) 49 26 小型機械等で損金の額に算入されたものを新たな機械及び装置と取り替えた場合においては、その取り替えた機械及び装置が従前の小型機械等とその種類を異にしていても、その機械及び装置等が小型機械等に該当しているときは、その機械及び装置等については措置法第49条の規定の適用があるが、その取り替えた機械及び装置等が小型機械等に該当しないときは、その機械及び装置等については同条の規定の適用がないことに留意する。
		(廃 止)	(資産坑道において施設され又は使用されている軌条等及び小型機械等の取替更新の計算) 49 27 法人の各事業年度において軌条等及び小型機械等の取替更新を行った場合において、それぞれの資産の異なるごとにその取替更新に要した金額のうち49 25の資本的支出に該当する金額は次の算式により計算した金額とするものとする。 (算式)

期首現在保有資産のうち資産計上の軌条等の延長 当期取替更新 メートル又は小型機械等の総出力若しくは台数

> 期首現在保有の軌条等の総延長メートル 又は小型機械等の総出力若しくは台数

なお、昭和32年4月1日を含む事業年度開始の日の資産計上の軌条等の延 長メートルは、旧坑道通達(昭27年直法1 10「石炭鉱業における坑道の減 価償却について、通達をいう。) により同日において資産として処理されて いる坑道(同通達「一」の(二)に規定する本卸坑道及びこれに附属する添 卸坑道の延長部分及び同通達「一」の(五)に規定する運搬坑道のうち、増 産に関連して掘削されたことが明りょうなもの以外のものを除く。) に施設 されている軌条等の延長メートルとするものとする。

(廃止)

(軌条等の取替更新が通常必要と認められる数量以下である場合)

49 28 法人が、各事業年度において使用に耐えなくなった軌条等の取替更新 を行った場合において、その取り替えられた数量が通常取替えを必要とされ る数量以下であるときは、その軌条等の取替更新に要した金額は、49 27に かかわらず、当分の間、損金の額に算入することができるものとする。

(廃止)

(準備坑道に施設され又は使用される軌条等及び小型機械等)

49 29 準備坑道(当該坑道に附属する片ばん坑道を含む。)に新たに施設さ れ、又は使用されている軌条等及び小型機械等の取得のために支出した金額 は、全額資本的支出とし、これをその坑道の掘進の用に供した事業年度から 償却できるものとし、その償却額は、その準備坑道の取得価額に算入しない で損金の額に算入することができるものとする。この場合において、その坑 道を利用して鉱物を採掘するに至ったときは、その坑道を利用して鉱物を採 掘した日を含む事業年度開始の日における当該軌条等及び小型機械等の未償 却残高の金額をもって、当該事業年度において取得して事業の用に供した軌

改	正	後		改	正	前
				条等及び小型機械等の取得 条等及び小型機械等の取得	导のために支出した金	:額として49 21及び49 22の
				規定を適用するものとする	3	
		(廃	止)	(特別償却の適用の範囲)		
				49 30 法人が、措置法第4	9条の規定の適用を受	けようとする場合においては、
				すべての坑内坑道並びにこ	これに施設される軌条	等及び小型機械等について同
				条の規定の適用を受けなけ	ければならないものと	:する。したがって、例えば、
				法人が2以上の施業案で排	噪業している場合にお	いて、一施業案の施業区域内
				の坑内坑道等について措置	置法第49条の規定の適	用を受けようとするときは、
				他の施業案の施業区域内の	の坑内坑道等について	も同条の規定の適用を受けな
				ければならないものとする	3	
		(廃	止)	(坑内坑道について措置法領	第49条の規定の適用を	受けない場合の軌条等及び小
				型機械等)		
				49 31 法人が、坑内坑道に	こついて措置法第49条	の規定の適用を受けない場合
				には、軌条等及び小型機材	戒等についても同条の	規定の適用はないものとする。
		(廃	止)	(坑内坑道の一部について料	寺別償却の規定の適用	を受けなかった場合の坑道の
				<u>償却)</u>		
				49 32 法人が、坑内坑道に	こついて措置法第49条	の規定の適用を受ける場合に
				おいて、同条の規定により	〕損金の額に算入する	ことができる金額のうち一部
				の金額を損金の額に算入し	しないで資産として計	上したときは、その資産とし
				て計上した金額に係る坑内	内坑道の償却について	は、5年間に均等して償却す
				<u>ることができるものとする</u>	5	

(廃 止) (軌条等及び小型機械等の一部について特別償却の規定の適用を受けなかった 場合の償却)

49 33 法人が、措置法第49条の規定により損金の額に算入することができる 軌条等及び小型機械等の金額のうち、一部の金額を損金の額に算入しないで 資産として計上したときは、その金額は当該法人の選定している償却方法に より償却するものとし、当該軌条等及び小型機械等の取替更新のために支出 した金額は、資本的支出とするものとする。

二十四 第57条 (電子計算機買戻損失準備金) 関係

改	正	後	改	正	前	
第57条 《電	子計算機買戻損失準備	第金 》関係	第56条の4	電子計算機買戻損失	準備金 》関係	
(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)			(海外投資等損失準備金の取	扱い等の準用)		
<u>57 1</u>			<u>56の 4 1</u>			

二十五 第57条 (プログラム等準備金) 関係

改	正	後	改 正 前
		(廃 止)	第57条《プログラム等準備金》関係
		(廃 止)	(対象法人の範囲) 57 1 措置法第57条の規定は、法人がソフトウェア業、データベース業又は システムサービス業を主たる事業として営んでいるかどうかを問わず適用が あることに留意する。
		(廃 止)	(証明データベースの利用の許諾に係る収入金額)

改	正	後	改 正 前
			57 2 措置法令第33条第12項第1号に規定する証明データベースの利用の許諾に係る当該事業年度の収入金額には、例えば、当該証明データベースの利用に関する契約書において明らかにされている登録料、接続時間料、検索料、出力料等に係る収入金額が含まれる。ただし、当該証明データベースを利用するための入出力装置の使用料等に係る収入金額はこれに含まれないことに留意する。
		(廃 止)	(統合情報処理システムサービスの意義) 57 3 措置法第57条第1項の表の第3号に規定する統合情報処理システムサービスとは、一の情報処理システムに係るシステムの設計、プログラムの作成、試験、運用の準備及び保守のすべてが一括して締結された契約に係る当該情報処理システムに関する役務の提供に限られることに留意する。
		(廃止)	(契約書の範囲) 57 4 措置法令第33条第15項第1号に規定する「統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につきその引渡し後1年以上の間無償で補修すべき旨の定めがある契約(書面によるものに限る。)」には、その定めがされている覚書又は保証書を含むものとする。
		(廃止)	(対価の額が3 000万円以上であるかどうかの判定) 57 5 措置法令第33条第15項第2号に規定する統合情報処理システムに係る 対価の額が3 000万円以上であるかどうかは、一の統合情報処理システムご とにその契約金額により判定する。
		(廃止)	(割戻しがある場合の収入金額)

	_		
•)	
ì	7	۲	

57 6 措置法第57条第1項の表の各号の規定によりプログラム等準備金の積立限度額を計算する場合において、措置法令第33条第3項、第6項、第10項、第12項及び第16項に規定する収入金額につき当該事業年度において割戻しをした金額があるときは、当該事業年度のこれらの収入金額からそれぞれその割戻しをした金額を控除する。

(廃 止)

(適格合併等により引継ぎを受けたプログラム等準備金の均分取崩し)

57 7 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けたプログラム等準備金(連結事業年度において積み立てたプログラム等準備金を含む。以下同じ。) の措置法第57条第2項の規定による均分取崩しについては、55 7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。

(廃 止)

(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)

57 8プログラム等準備金の積立額の損金算入等については、55 17、5518及び55の51の取扱いに準じて取り扱うものとする。

二十六 第58条 (技術等海外取引に係る所得の特別控除) 関係

改	正	後	改	正	前
	第3章 <u>削 除</u>		第3章	技術等海外取引に係る課	税の特例
		(廃 止)	第58条《技術	等海外取引に係る所得の特	詩別控除》関係
		(廃 止)	(不動産取引等の所得のst	詮額が当該事業年度の所得	の金額の1割に満たないか
					取引等に係る所得又は損失 こ相当する金額に満たない

改 īF 後 改 īF 前 かどうかは、これらの取引に係る所得の金額又は損失の金額をすべて通算し て判定するものとする。この場合において、法第47条若しくは第50条又は措 置法第64条、第65条若しくは第65条の7の規定に係る取引については、当該 取引に係る所得及び当該事業年度の所得の金額のいずれについても、圧縮記 帳、特別勘定の経理、収用等の場合等の所得の特別控除の適用をしないで計 算した金額によるものとする。 (廃止) (不動産所得がある場合の所得の計算の特例) 58 2 措置法令第34条第3項ただし書の規定に該当する場合において、法人 が同項第2号及び第3号に掲げる不動産取引等に係る収入金額、所得又は損 失の金額を同条第2項に規定する所得の金額又は総収入金額に算入しないで 計算しているときは、その方法で計算することを継続して行っている場合に 限り、これを認めるものとする。 (廃止) (特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものの意義) 58 3 措置法令第34条第4項に規定する「特別の技術による生産方式及びこ れに準ずるもの」とは、特許権、実用新案権及び意匠権の目的にはなってい ないが、生産その他事業に関し繰り返し使用し得るまでに形成された技術的 又は美術的思想の創作、すなわち特別の原料、処方、機械、器具、工程によ る等独自の考案又は方法を用いた生産についての方式及びこれらの生産方式 に至らない程度の秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意 匠等をいう。したがって、通常ノウ・ハウと呼ばれるものはもちろん、機械 等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるもの であるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の 情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等

は、これに該当しないことに留意する。

(廃 止) **(第三者を通ずる取引)**

- 58 3 の 2 措置法第58条第 2 項のかっこ書の第三者を通じて行った技術役務 の提供は、その取引を行った者の技術等海外取引に該当するのであるから、 当該第三者については技術等海外取引に該当しないことに留意する。
 - 注 法人が技術役務の提供を貿易商社等の第三者を介して行う場合であって も、当該貿易商社等が自己の計算において行うものは、当該かっこ書に規 定する第三者を通ずる取引には該当しない。

(廃 止) (生産設備の建設等に関する技術役務の提供)

58 4 措置法第58条第2項第1号に規定する「調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査に係る役務の提供で生産設備及びこれに準ずるものの建設又は製造に関するもの」とは、法人が専門的な科学技術に関する知識として一般的に認識される程度の知識に基づき、相手方の注文に応じ現地のそれぞれの具体的な事情に適応する生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案、助言、設計、監督又は検査(以下「調査、企画等」という。)に係る役務の提供で通常生産設備等の建設又は製造自体とは区分して独立の価値があるものとされるもののうち、措置法令第34条第4項第1号から第4号までに掲げる要件のすべてに該当するものをいうことに留意する。

(廃 止) (建設等と併せて行った場合の技術役務の提供)

58 5 法人が一定の科学技術に関する知識に基づいて調査、企画等を行い、 併せて自ら当該調査、企画等の結果に基づき現地において生産設備等の建設 等をした場合において、法人が当該調査、企画等に係る役務だけを提供する こととした場合に、その提供が58 4に定める技術役務の提供に該当すると 認められるものであるときは、当該調査、企画等に係る役務の提供を独立し

_	
42	

改	正	後	改正	前
			て技術役務の提供として取り扱うこと	こができるものとする。_
		(廃 止)	(技術役務の提供と工業所有権等の提供	はとの関係)
			58 6 措置法第58条第2項に規定する	- 技術役務の提供には、措置法令第34条
			第4項本文かっこ書の工業所有権等の)提供は含まれないのであるが、その取
			引が技術役務の提供に該当するかどうかは、次に掲げる両者の差異、提供さ	
			れた役務又は権利の実態、契約の内容	R等を勘案して個々に判定することに留
			<u>意する。</u>	
			技術役務の提供	工業所有権等の提供
			サービスの性格から一身専属的であ	
			<u>り、一般に流通性がない。</u>	観的に独立した価値があり、一般に 流通性が認められる。
		(廃 止)	(アメリカ合衆国及びその属地の意義)	
			58 6の2 措置法令第34条第5項に規	- 定する「アメリカ合衆国及びその属地 」
			には、アメリカ合衆国の各州(コロン	ノビア特別区を含む。) 並びにウェーク
			島、グアム島、ジョンストン島、ナバッサ島、ベーカー島、米領ヴァージン 諸島、米領サモア及びミッドウェー諸島のほか、プエルト・リコ及び北マリ	
			アナ諸島(グアム島を除く。) が含ま	れることに留意する。
		, 	7767- 14 -14 1	
		(廃止)	(発行済株式)	당바구 In Ho Zの바구の광仁(프현소스
			58 7 措置法第58条第2項の「発行済	「休式」には、その株式の発行価額の宝」
			即入は 即について払込のが117711で	. レ ドメメ ト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(廃 止) (直接又は間接保有の株式)

58 8 法人が技術役務の提供の相手方である外国法人との間に措置法第58条第2項に定める発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の100分の25以上の数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係にあるかどうかを判定する場合において、措置法令第34条第6項第1号に規定するいずれか一方の法人又は同項第2号に規定する同一の者が直接又は間接に保有する株式には、その発行価額の全部又は一部について払込みが行われていないものも含まれるものとする。

注 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして判定を行うことに留意する。

(廃 止) (技術等海外取引のあった日)

58 9 措置法第58条第1項に規定する技術等海外取引がいつ行われたかは、 当該法人が税務計算上認められて継続して採用している経理方法により収益 として計上すべき日により判定するものとする。

(廃止) (延払基準を適用した場合の技術等海外取引による収入金額)

58 10 法人が、技術等海外取引について、法第63条第1項に規定する延払基準の方法を適用している場合は、その延払基準の方法により計算した収益の額を計上した日を含む事業年度の技術等海外取引による収入金額とするものとする。

(廃止) (利子等の収入金額)

58 11 法人が、技術等海外取引に係る対価の額につき賦払の方法によりその 支払を受けることとしているため、その代金のほかに利子等の収受をするこ ととしている場合においても、当該利子等は技術等海外取引に係る収入金額 には算入しないことに留意する。 4

(廃止) (所得の特別控除とみなし外国税額控除との選択適用)

- 58 15 技術等海外取引による収入金額に課される外国法人税の額につき、租税条約の規定によるみなし外国税額控除(相手国で軽減又は免除された税額を納付したものとみなして外国税額控除を適用するいわゆるタックス・スペアリング・クレジットをいう。以下58 15において同じ。)の適用を受けることができる場合には、当該外国法人税の額が軽減又は免除された収入金額につき措置法第58条第1項に規定する所得の特別控除とみなし外国税額控除とのいずれかを選択適用することになるのであるから、同項の規定の適用を受けた収入金額に係る外国法人税の額については、みなし外国税額控除の適用を受けることはできないことに留意する。
 - 注 みなし外国税額控除の適用を受ける事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「事業年度等」という。)が、当該技術等海外取引に係る収入金額を益金の額に算入すべき日を含む事業年度(以下「収益計上事業年度」という。)後の事業年度等となる場合には、当該収益計上事業年度において、当該益金の額に算入すべき技術等海外取引に係る収入金額につき同項に規定する所得の特別控除とみなし外国税額控除とのいずれを適用するか選択することとなる。

(廃 止) (申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)

58 16 措置法第58条第6項に規定する「申告に係るその損金の額に算入されるべき金額」とは、確定申告書等に記載された損金算入額そのものではなく、当該確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に損金の額に算入することができる正当額をいうものとする。したがって、所得金額等の更正の結果、損金の額に算入することができる金額が当該正当額を超えても、損金の額に算入すべき金額には影響を及ぼさないことに留意する。